

会計年度任用職員（庭園管理員）募集要項

職名（職種）	会計年度任用職員（庭園管理員）
採用予定人数	3人(①新川水再生プラザ1人、②手稻水再生プラザ2人)
職務内容	新川水処理センター（①新川水再生プラザ又は、②手稻水再生プラザ）敷地内の庭園管理に関する業務
応募資格	<p>地方公務員法第16条に規定される下記いずれかに該当する方は受験できません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの方</li> <li>・札幌市職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない方</li> <li>・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した方</li> </ul>
任用期間	令和7年4月中旬から令和7年11月中旬まで（7か月） ※採用後、1か月間は条件付採用期間となります。
勤務場所	<p>次に掲げる水再生プラザのいずれか。</p> <p>① 札幌市新川水再生プラザ（札幌市西区八軒9条西7丁目1番65号）      ② 札幌市手稻水再生プラザ（札幌市手稻区手稻山口265番地8）</p> <p>※勤務場所は敷地内禁煙です。</p>
勤務所属	札幌市下水道河川局事業推進部新川水処理センター
勤務日・時間	<p>勤務場所により異なります。</p> <p>① 新川水再生プラザ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・勤務日：1週間当たり5日（月曜日～金曜日）</li> <li>・休日：土曜・日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日</li> <li>・勤務時間：1週間当たり30時間 8時45分から15時30分まで（休憩時間45分）</li> </ul> <p>② 手稻水再生プラザ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・勤務日：1週間当たり4日（月曜日～金曜日のいずれか4日）</li> <li>・休日：月曜日～金曜日のいずれか1日、土曜・日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日</li> <li>・勤務時間：1週間当たり30時間 8時45分から17時00分まで（休憩時間45分）</li> </ul> <p>※いずれの勤務場所でも時間外勤務を命ずる場合あり</p>
給与	月額149,556円（地域手当を含む） ※上記の金額は令和7年1月時点のものですが、給与改定等により採用時に、変更されることがあります。
諸手当	通勤手当、時間外勤務手当、期末手当等有（支給要件有）
休暇	年次休暇（任用当初から付与、原則10日）、特別休暇（夏季休暇等）その他各種休暇・休業制度有（取得要件有）
社会保険	札幌市職員共済組合、厚生年金保険、雇用保険適用（加入要件有）
福利厚生	札幌市職員福利厚生会に加入（加入要件有）
公務災害	補償制度有
服務	地方公務員法上の各規定が適用（服務の宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限等）
スケジュール・応募方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・応募受付期間：令和7年1月6日～令和7年1月17日</li> <li>・面接日程：応募受付から令和7年1月31日までに随時実施</li> <li>・合否決定時期：令和7年2月頃</li> <li>・応募方法：上記の受付期間までに写真付き履歴書（※）を下記まで持参または郵送（持参の場合、最終日は17時まで。郵送の場合は当日消印有効） ※書類選考後、面接を行う方にのみ電話で連絡いたします。</li> <li>※希望する勤務場所（①or②）を履歴書の備考欄等に記載してください。（複数選択可）</li> <li>※職歴（特に正規・非正規問わず札幌市職員としての職歴）は漏れなく記載してください。</li> <li>※提出いただいた書類は返却いたしませんので、予めご了承ください。</li> <li>※合否に関するお電話等でのお問い合わせにはお答えできませんので、予めご了承ください。</li> </ul> <p>【履歴書送付先（募集者）】</p>

	〒063-0849 札幌市西区八軒9条西7丁目1番65号 新川水再生プラザ内 札幌市下水道河川局事業推進部新川水処理センター管理係 宛 ※封筒の表に「会計年度任用職員履歴書在中」と朱書きしてください。
個人情報の取扱い	履歴書等の応募書類に記載いただいた個人情報は、札幌市会計年度任用職員の選考、任用の他、任用に至った場合は、給与、社会保険、税、福利厚生、公務（通勤）災害、退職、服務、その他人事労務管理に関する事務を目的として利用します。

※関係条例、規則等が制定改廃された場合は、上記の取扱いが変更されることがあります。